

定期講習の受講について

埼玉県都市整備部建築安全課

二級建築士、木造建築士の定期講習

建築士法の規定により、**建築士事務所に所属するすべての建築士**は、登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。受講期限内に受講しない場合は、**戒告または業務停止処分**の対象となります。

<受講期限について>

①受講経験がある場合

- ・ 前回受講した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。
- ・ 前回受講後に所属建築士でなくなり、前回受講してから3年を超えた日以降に、再び所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

②受講経験がない場合

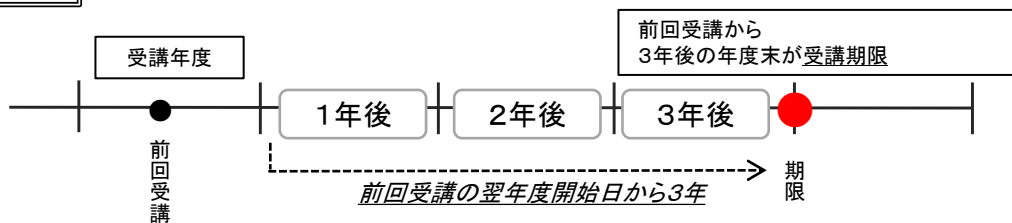
- ・ 二級・木造建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。
- ・ 二級・木造建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年を超えた日以降に所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。

※ 申し込み・講習に関する問い合わせについては、各登録講習機関へ直接ご連絡ください。

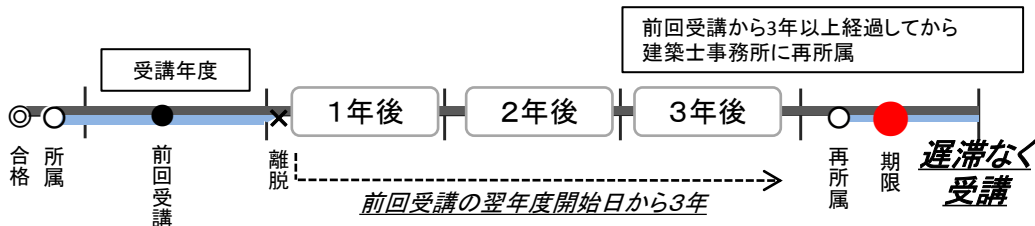
受講期間

受講経験がある方の場合

建築士法施行規則
17条の36
[原則]
受講経験あり

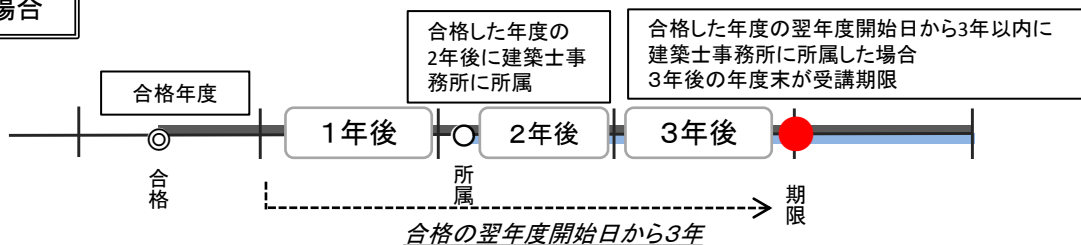


建築士法施行規則
17条の37ハ
[例外]
受講経験有り、前回受講から3年経過後に再所属

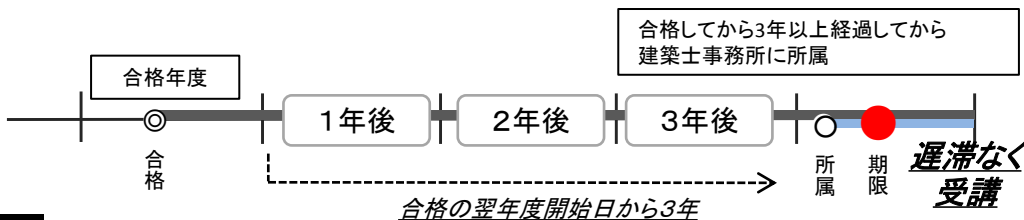


受講経験がない方の場合

建築士法施行規則
17条の37イ
[例外]
受講経験無し、合格の翌年度開始日から3年以内に所属



建築士法施行規則
17条の37ロ
[例外]
受講経験無し、合格の翌年度開始日から3年経過後に所属



登録講習機関一覧

講習機関名	実施している講習 (二級・木造)	ホームページ・問合せ先
(公財)建築技術教育普及センター	二級、木造	http://www.jaeic.or.jp/ TEL:03-6261-3310
(株)日建学院	二級	http://www.nik-g.com/ TEL:03-3988-6432
特定非営利活動法人 住宅福祉サービス	二級、木造	http://www.jfs2001.com/ TEL:075-212-9989
(株)総合資格学院法定講習センター	二級	http://www.shikaku.co.jp/ TEL:050-5541-7500
ビューローベリタスジャパン(株)	二級	http://www.bvjc.com/ TEL:03-5577-8737
特定非営利活動法人 東京土建ATEC	二級、木造	http://www.doken-atec.jp/ TEL:03-6915-2284
特定非営利活動法人 埼玉土建建築支援センター	二級、木造	http://kenchikushiencenter.jp/ TEL:048-669-1551
(株)ERIアカデミー	二級	http://www.a-eri.co.jp/ TEL:03-5775-7848
(株)確認サービス	二級、木造	http://www.kakunin-s.com/ TEL:052-238-7763